

油谷小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂



令和6年4月

長門市立油谷小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

油谷小学校においても「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、これまで推進してきた「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図る必要がある。また、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」「長門市いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌して「長門市立油谷小学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる

- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの構造、特徴

- ① いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識をもつことが重要である。
- ② いじめは、「いじめを受けている者」「いじめている者」「周りではやしたてる者」「見て見ぬふりをする者」の「四層構造」となっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(3) いじめの解消について

- 「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。
相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。
- 「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、早期のいじめの認知に努める。

また、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

（３）家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、ＰＴＡや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

（４）関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものがある。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童への配慮の上、警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

１ いじめの防止等のために実施する事項

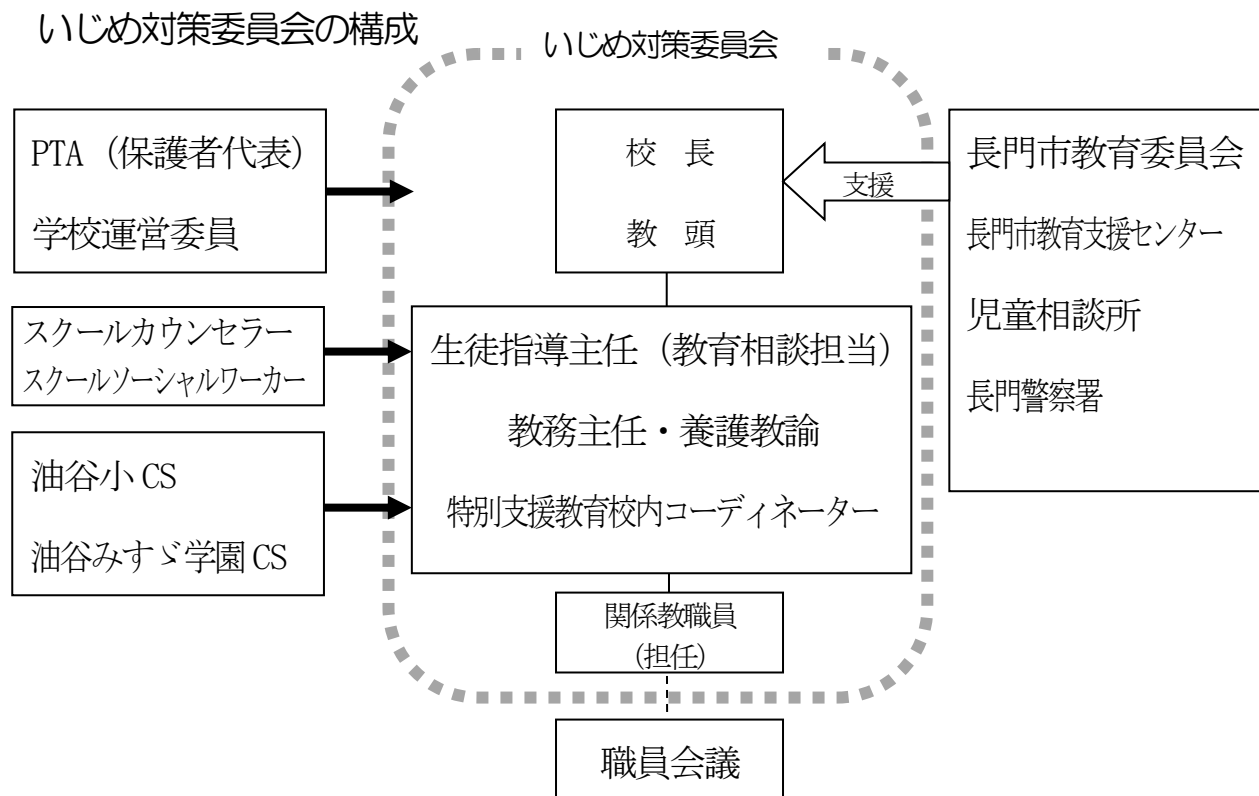
（１）いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

※ただし、早急な対応が必要な時には、校長、教頭が中心になって、担任、生徒指導等がかわって、その日のうちに事実関係の聴取、面談等の対応をする。

※全職員が児童の状態を把握し、対応することができるように、職朝や放課後の時間を使って情報の共有を図る。

いじめ対策委員会の構成



○ いじめ対策委員会

年間3回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

※必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

《 役割 》

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導情報交換会

毎月の職員会議で、生徒指導情報交換会（学級、児童の状況を全職員で共通理解する）
事案発生時に緊急会議等

《 役割 》

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施

Ⅲ いじめ防止等のために実施する具体的な事項

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

1 未然防止 【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

① 教職員の資質能力の向上

- ・教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を実施する。
- ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

② 児童の行動観察及び児童理解

- ・児童とふれあう機会を増やし、児童の行動や友達関係を観察すると同時に、信頼関係を築く。
- ・日記、「一週間ふりかえりアンケート」、「生活チェック」、「学期1回の生活アンケート」（「Fit 生活アンケート」）などを通して、児童理解に努める。

③ 生徒指導情報交換会の在り方

- ・問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、全職員で情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組の検証・改善を図る場とする。
- ・職員室で気軽に話ができる雰囲気づくりに努め、一人の教職員が抱え込むことの無いようにする。

④ 教育相談の充実

- ・学期1回の教育相談の実施を通して、「困った時はいつでも話せる」関係をつくる。
- ・すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。

(2) 教育活動全体を通した取組

- ・全員参加の楽しく「わかる・できる」授業づくりをめざして、授業の質の向上に取り組む。また、個に応じた指導の仕方を工夫し、一人ひとりの子どものよさを伸ばす教育を進める。
- ・子どもの内面に届く道徳の授業を展開し、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み

一人ひとりの健全な成長が促されるよう意図的・計画的に実施する。

- ・学級活動をはじめ、話し合い活動、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、児童の自治、自発的な態度の育成を図る。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。さらに、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。
- ・学校行事やボランティア活動、A F P Y（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、児童の自己肯定感・自己有用感の育成及び好ましい人間関係づくりを促進する。
- ・学校環境、教室環境を整え、児童が安心して過ごせる「居場所づくり」をするとともに、安心した環境の中で子ども同士の「絆づくり」ができるように働きかける。

（３）家庭・地域との連携

- ・日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭や地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- ・家庭・地域から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- ・学期１回の「いじめ」防止のための保護者用アンケートを実施し、その対応を行う。
- ・児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

（４）指導上の配慮が必要な児童への対応

学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む障害のある児童

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上で、適切な指導・支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、外国人児童生徒等に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により非難している児童（以下「被災児童」）

被災児童の受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感を教職員が理解し

細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 早期発見 【把握しにくいいじめの発見】

(1) 校内指導体制の確立

- ・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、一週間の生活ふり回りアンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・開かれた保健室・相談しやすい教育相談室活動の取組、教育相談箱の設置等により、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(2) 家庭・地域との連携

- ・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

3 早期対応 【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。
- ・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が（誰から） ・何を ・なぜ
- ・どのような関係、背景等

【レベル1】

日常的衝突としてのいじめ 社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる 日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】

教育課題としてのいじめ 児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】

重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ 認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。 また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明

(2) 対応する上での留意点

① いじめられている児童・保護者への対応

- ・「絶対に守り通す」という姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
- ・本人の要望等を聞き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。

② いじめている児童・保護者への対応

- ・当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみ取る。
- ・苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

③ 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめの解決に向けて重要なキーポイントになる。もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。

④ いじめのアフターケア

- ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化して、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

(3) インターネットやスマートフォンを利用したいじめへの対応

- ・インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめは、発信された情報の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- ・いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、該当児童への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。
- ・インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有す

るため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

（４）地域・関係機関との連携

- ・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関、警察等との積極的な連携・協力を行う
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成２２年１１月策定）に基づき、教育的配慮を行う。

４ 重大事態への対応

（１）重大事態の判断及び報告

重大事態とは以下の場合をいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間３０日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は市教委の判断で重大事態と認識する。）（法第２８条） |
|---|

※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに市教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。なお、市教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

（２）重大事態の調査

① 調査主体の決定

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合がある。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童・保護者の訴えなどを踏まえ、適切に決定する。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

③ 調査の組織

学校が主体の場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

教育委員会が主体の場合は、「いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校・教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

教育委員会は、調査結果について速やかに市長へ報告を行う。

(3) 再調査及び措置等

調査報告を受けた市長は、当該報告にかかわる重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、第三者組織を設置し、調査の結果について、調査を行うこととする。

※ 相談窓口

1 本校の相談窓口

長門市立油谷小学校	代 表	0 8 3 7 - 3 2 - 1 1 0 2
	相談メール	yuya-e@nagatoedu.jp

2 関係機関等の相談窓口

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ○ 長門市教育委員会 | 2 2 - 3 5 1 5 |
| ○ 長門市教育支援センター | 2 2 - 3 5 4 2 |
| ○ こどもの人権 1 1 0 番 (山口地方法務局) | 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 |
| ○ 24時間子ども SOS ダイアル (やまぐち子ども SOS ダイアル) | 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 |
| ○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部) | 0 8 3 - 9 2 2 - 8 9 8 3 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部) | 0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0 |
| ○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター) | 0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課) | 0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1 |
| ○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター) | soudan@center.ysn21.jp |